

【地域交流スタジオ及びキッズスタジオ】

利用のしおり

<ご予約方法>

① 施設の予約状況の確認

まずは、ご希望の施設の空き状況をご確認ください。使用したい日が空いていれば申請できます。
※ご利用月の12ヶ月前より、お申し込みいただけます。

② 利用申請のお申し込み・支払い・予約確定

申込は、ホームページ・及び事務局窓口でのみ受付いたします。ホームページは予約申し込み欄からお申し込みください。なお、電話・郵送でのお申し込みは受付できません。

（「ワクリエ新居浜使用申請書」の提出が必要です。）

予約が完了いたしましたら使用料金を支払期日（予約後7日以内）までにお願います。

使用料金のお支払完了後、利用許可確認通知を発行いたします。

ホームページにてご予約の方は、ご登録いただいたメールアドレスへお送りいたします。

<ご利用にあたって>

1. 利用権の譲渡等の禁止

利用権の譲渡・転貸はできません。また契約日以後の利用者および利用内容の変更もできません。

2. 施設利用料金

施設開館時間 9：30 ～ 16：00

地域交流スタジオ及びキッズスタジオ使用料金表（全面使用の場合に限る。）

| 名称 | 使用時間 | 午前 | 午後 | 全日 |
|----------|-----------|---------|-----------|--------|
| | 9時30分～12時 | 13時～16時 | 9時30分～16時 | |
| 地域交流スタジオ | | 1,000円 | 1,500円 | 2,000円 |
| キッズスタジオ | | 1,000円 | 1,500円 | 2,000円 |

設備・器具使用料金表

| 設備名 | 単位 | 金額 |
|---------|----|------|
| プロジェクター | 1台 | 500円 |
| 投光器 | 1台 | 300円 |
| 冷暖房 | 1日 | 300円 |

- (1). 使用者が入場料その他これに類するもの（この項において「入場料等」という。）を徴収する場合又は商品展示等の営利を目的として使用する場合の使用料の額は、料金表に定める額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を加算した額とする。
 - (1) 入場料等の額が500円未満の場合 4割
 - (2) 入場料等の額が500円以上の場合 5割
 - (3) 商品展示等の営利を目的として使用する場合 10割
- (2). 使用時間の延長を行う場合は、1時間までとし、使用料の額の2割に相当する額を別に徴収する。この場合において、1時間未満の端数が生じたときは、これを1時間とみなす。
- (3). 午前及び午後又は午後及び夜間の使用時間に係る区分を継続して使用する場合の使用料の額は、それぞれの使用時間に係る区分の使用料の額の合計額とする。
- (4). 冷暖房を使用する場合の使用料の額は、1日1回につき300円を加算した額とする。

3. 管理責任と管理者の設定

火災・地震・停電等の理由で事故が発生した場合、当施設の過失がない限り、当施設では一切の責任を負いません。また盗難事故等に関しても、当施設では一切の責任を負いません。

4. 撮影について

撮影に伴う人的・物的損害や映像、画像等の成果物により発生した損害について、当施設では一切の責任をおいかねますので、あらかじめご承知おきください。

5. その他

利用の際に発生したゴミ等は、お持ち帰りください。

施設内の備品等を無断で使用することは禁止いたします。必要な場合はあらかじめご確認ください。

6. 非常事態

- 火災や地震等が発生した場合は、全館に非常放送が入りますので、あらかじめご承知おきください。
- 非常事態の場合、必ず当施設の指示に従ってください。
- 病人やけが人が発生した場合は応急処置を講じるとともに、その旨を事務所へご連絡ください。

7. 原状復帰

- 終了後、利用した設備や備品は必ず元の状態に戻してください。
- 終了後は、必ず当施設職員の点検を受けてください。
- 施設や備品の破損や紛失が発生した場合は、ただちに当施設事務所に報告をし、指示に従うとともに、「汚損・毀損・滅失届」をご提出ください。

8. その他

- 盗難や紛失が起こらないよう、貴重品の管理は利用者の責任において行ってください。
- すべての壁への張り紙や立て掛けは禁止いたします。

9. 利用の終了

すべての利用終了後、利用者は必ず事務所へカギをご返却ください。利用者が退出した時点で利用の終了となります。

10. 使用の取消・変更及び使用料金の還付

使用しようとする日の5日前までに使用の取消または変更を申し出て、

「ワクリエ新居浜使用料還付申請書」が提出された場合は、使用料金の5割を還付いたします。期日までの取消の申し出、申請書の提出がない場合はいかなる理由があっても還付できません。

なお、正当な認められる理由による取消の場合の使用料金は、利用者から取消の申し出があり「ワクリエ新居浜使用料還付申請書」が提出された場合のみ、全額還付をいたします。